

# コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日	平成 29 年 9 月 14 日
会社名	クボデラ株式会社
会社名（英訳）	KUBODERA CO., LTD.
本店所在地	東京都中野区沼袋四丁目 27 番 15 号
代表者役職氏名	代表取締役社長 窪寺伸浩
問合わせ先	03-3386-1153
URL	<a href="http://www.kubodera.jp/">http://www.kubodera.jp/</a>
証券コード	9261

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は次の通りです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### ■ 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務であります。この為、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

### ■ 2. 資本構成

(1) 外国人株式保有比率 10%未満

(2) 大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
窪寺 伸浩	1,367,400	69.12
窪寺 真理	282,000	14.25
山下 直	100,000	5.05
窪寺 和子	40,000	2.02
山崎 邦利	40,000	2.02
横尾 紀雄	40,000	2.02
七戸 淳	22,000	1.11
西野 信夫	20,000	1.01
伊藤 純一	20,000	1.01
佐竹 康峰	20,000	1.01

(3) 支配株主の有無(親会社を除く) 窪寺伸浩、窪寺真理、窪寺和子

(4) 親会社の有無 なし

### ■ 3. 企業属性

(1) 上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
(2) 決算期	4月
(3) 業種	卸売業
(4) 直近事業年度末における従業員数	100人未満
(5) 直近事業年度末における(連結)売上高	100億円未満
(6) 直近事業年度末における連結子会社数	10社未満

### ■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

### ■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### ■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

(1) 組織形態	監査役設置会社
(2) 取締役関係	
① 定款上の取締役の員数	10名
② 定款上の取締役の任期	2年
③ 取締役会の議長	取締役社長
④ 取締役の人数	5名
⑤ 社外取締役の選任状況	選任していない

(3) 監査役関係	
① 監査役会の設置の有無	設置していない
② 定款上の監査役の員数	5名
③ 監査役の人数	1名
④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	

当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、PwC京都監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場を設けております。

また、内部監査担当者との間で、監査実施状況に関して協議・連携を行っております。

⑤ 社外監査役の選任状況	選任していない
(4) 独立役員関係	
① 独立役員の人数	0名
② その他独立役員に関する事項	該当事項はありません。
(5) インセンティブ関係	該当事項はありません。

(6) 取締役報酬関係	
① (個別の取締役報酬の) 開示状況： 個別報酬の開示はしていない	
該当項目に関する補足説明	

平成29年4月期における当社の役員報酬は以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬総額	21,298千円
監査役を支払った報酬総額	1,440千円

② 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無： なし

(7) 社外取締役(社外監査役)のサポート体制	該当事項はありません。
-------------------------	-------------

## ■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、透明性と公正性の高い経営を確立するために、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役会

当社の取締役会は、常勤取締役5名で構成されており、会社の経営上の意思決定機関として取締役会規程に即して、経営方針やその他の重要事項について審議、意思決定を行うほか、取締役による職務遂行状況を確認しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて、随時開催しております。また、監査役が取締役会に出席し、適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

### (2) 監査役

当社は監査役を1名選任しており、取締役会への出席を含め、会社業務及び会計の監査を実施するとともに、取締役や代表取締役の業務遂行を、適正性及び適法性の観点から監査しております。

### (3) 内部監査

当社の内部監査は、直販課を主管部署とし、担当者1名(直販課)を配置して業務に関する監査を実施しております。また、直販課に対する内部監査は管理部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者から社長に対し、報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、社長及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。

### (4) 会計監査

当社はPwC京都監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、平成29年4月期において監査を執行した公認会計士は高田佳和氏、齋藤勝彦氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は公認会計士2名、会計士試験合格者2名、その他1名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

## ■ 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の状況

### ■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

実施しておりません。

### ■ 2. IRに関する活動状況

(1) IR資料のホームページ掲載：当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定であります。

(2) IRに関する部署(担当者)の設置：管理部にて対応しております。

### ■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

実施しておりません。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### ■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、取締役会規程、業務分掌規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組

織並びに特定の担当者に要務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しないことを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。「反社会的勢力対策規程」において、契約の締結に際しては、その規約書等に反社会的勢力排除条項を明記することとされ、契約締結後に相手方が反社会的勢力であること等が判明した場合には、無催告解除ができるように定めることとされております。

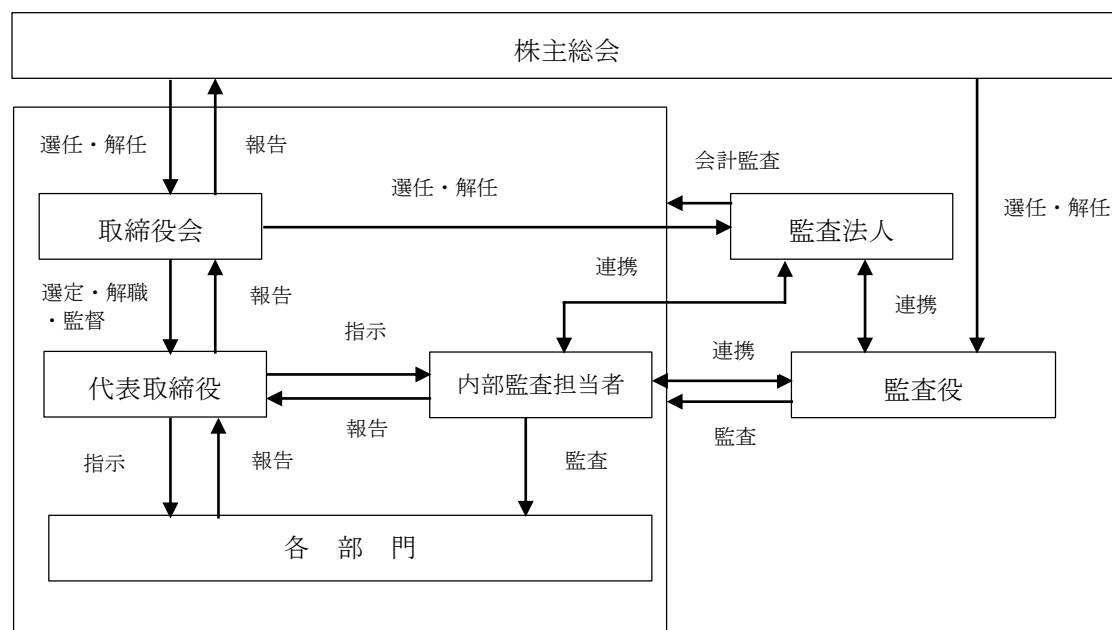
V. その他

■ 1. 買収防衛策導入の有無           なし

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



(2) 適時開示体制の概要

当社の適時開示体制フローは、次のとおりであります。

